備考

一　栄養に係る教育に関する科目の単位の修得方法は、栄養教論の役割及び職務内容に関する事項、幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項、食生活に関する歴史的及び文化的事項並びに食に関する指導の方法に関する事項を含む科目について、専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合にあつては四単位以上を、二種免許状の授与を受ける場合にあつては二単位以上を修得するものとする。

二　大学が独自に設定する科目の単位の修得方法は、栄養に係る教育に関する科目若しくは大学が加えるこれに準ずる科目（管理栄養士学校指定規則（昭和四十一年文部省・厚生省令第二号）別表第一に掲げる教育内容に係るものに限る。）又は養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等のうち一以上の科目について単位を修得するものとする。

［条を削る。］

［条を削る。］

［条を削る。］

備考

一　免許法別表第二の養護教諭の一種免許状のロの項及びハの項に規定する教職に関する科目の単位の修得方法は、教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想並びに幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）のうち一以上の事項並びに養護実習について、それぞれ二単位以上を修得するものとする。

二　養護実習の単位は、養護教諭、養護助教諭又は第六十九条の二に規定する職員として一年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者については、経験年数一年について一単位の割合で、表に掲げる教職に関する科目（養護実習を除く。）の単位をもつて、これに替えることができる。

三　教職の意義等に関する科目、教育の基礎理論に関する科目又は生徒指導及び教育相談に関する科目の単位は、教職の意義等に関する科目にあつては二単位まで、教育の基礎理論に関する科目にあつては四単位（二種免許状の授与を受ける場合にあつては二単位）まで、生徒指導及び教育相談に関する科目にあつては二単位まで、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもつてあてることができる。

四　教職の意義等に関する科目、教育の基礎理論に関する科目、教育課程に関する科目又は生徒指導及び教育相談に関する科目の単位は、教職の意義等に関する科目にあつては二単位まで、教育の基礎理論に関する科目、教育課程に関する科目並びに生徒指導及び教育相談に関する科目にあつてはそれぞれ四単位（二種免許状の授与を受ける場合にあつては二単位）まで、栄養教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもつてあてることができる。

第十条の二　免許法別表第二に規定する養護教諭の専修免許状の授与を受ける場合の養護又は教職に関する科目の単位の修得方法は、第九条に規定する養護に関する科目又は前条に規定する教職に関する科目のうち一以上の科目について単位を修得するものとする。

2　免許法別表第二に規定する養護教諭の一種免許状又は二種免許状の授与を受ける場合の養護又は教職に関する科目の単位の修得方法は、第九条に規定する養護に関する科目又は前条に規定する教職に関する科目若しくは大学が加えるこれに準ずる科目のうち一以上の科目について単位を修得するものとする。

第十条の三　免許法別表第二の二に規定する栄養教諭の普通免許状の授与を受ける場合の栄養に係る教育に関する科目の単位の修得方法は、栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項、幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項、食生活に関する歴史的及び文化的事項並びに食に関する指導の方法に関する事項を含む科目について、専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合にあつては四単位以上を、二種免許状の授与を受ける場合にあつては二単位以上を修得するものとする。

第十条の四　免許法別表第二の二に規定する栄養教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。